

1. 商品名	個人向け国債(変動・10年)
2. 販売対象	個人
3. 期間	10年(新発債のみの取扱いとなります)
4. 販売価格	額面金額(額面100円あたり100円)での販売となります
5. 購入方法 (1) 購入単位 (2) 経過利子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入単位は、額面1万円以上1万円単位となります</li> <li>・ご購入時に、経過利子の払込みが別途必要となる場合があります(次回利払日には、ご購入日から次回利払日までの実際の期間にかかわらず、半年分の利子が支払われるため)</li> </ul>
6. 償還方法	償還日には額面金額で償還になります
7. 利払方法 (1) 適用利率  (2) 利払頻度 (3) 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行銘柄ごとのクーポン(表面利率)は半年ごとに見直され、「基準金利(※1)×0.66」により算出される利率が適用されます(変動金利で、0.05%の下限利率設定があります)</li> <li>※1 原則として当該利子計算期間開始時前月の10年固定利付国債の入札(初期利子の適用利率については、募集期間の開始時の直前に行われた入札)における平均落札利回り</li> <li>・年2回、半年ごとに支払われます</li> <li>・原則として20.315%の申告分離課税となります ただし、マル優・特別マル優制度のお取扱いができます</li> </ul>
8. 手数料	なし
9. 付加できる 特約事項	マル優・特別マル優制度のお取扱いができます
10. 中途換金時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行から1年未満(利払回数が2回未満の時点)の中途換金はできません(相続の発生または災害救助法の適用対象となった大規模な自然災害罹災に伴う中途換金の場合を除きます)</li> <li>・換金価格は額面100円あたり100円となります</li> <li>・1年経過後、中途換金する場合のお客さまの受取金額は次のようになります 受取金額＝額面金額＋経過利子－中途換金調整額(※2)</li> <li>※2 中途換金調整額＝直近2回分の利子相当額(税引前)×0.79685＝ 額面金額×前回適用利率(%)／100×1／2×0.79685(円未満切捨) ＋額面金額×前々回適用利率(%)／100×1／2×0.79685(円未満切捨)</li> <li>・利払日・償還日の7営業日前から前営業日までの期間は、中途換金のお申し込みはできません</li> <li>・中途換金代金は、お申込み日の3営業日後にお客さまご指定の預金口座に入金いたします</li> </ul>
11. リスクに関する 重要事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行者の財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により投資元本を割込むことがあります</li> <li>・国(財務省)が発行を中止・延期した場合、約定取消になります</li> <li>・非預金商品であり、預金保険の対象ではありません</li> </ul>

<p>12. 当行の苦情対応措置及び紛争解決措置</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用          全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室          電話番号 0570-017109または03-5252-3772</p> <p>証券・金融商品あっせん相談センター連絡先          電話番号 0120-64-5005</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本国債は、国が発行する安全性の高い債券です</li> <li>・ マル優・特別マル優制度をご利用になれる場合は、購入と同時に「口座管理」にする必要があります</li> <li>・ クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません</li> <li>・ 本国債のお取引は、主に当行が直接の相手方となる等の方法によりお客さまのお取引を成立させます</li> <li>・ 販売条件等については、窓口でお問い合わせください</li> </ul>

商号等：株式会社七十七銀行 登録金融機関 東北財務局長（登金）第5号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会